

JMRC近畿 個人会員 のご案内

JAF近畿地域クラブ協議会（JMRC近畿）は、個人会員の相互扶助およびモータースポーツの振興を図ることを目的として運営しています。またJAF公認競技会に参加する会員を対象とし、危険が伴うモータースポーツ競技会参加中の不慮の事故に備え、競技に参加する会員間の相互扶助の精神による見舞金制度を運用しております。

**2017年度から
JMRC近畿シリーズ参加時の
会員料金（参加料1,000円割引）適用
厳格化**

JMRC近畿個人会員に入会すると、JMRC近畿各シリーズ（ジムカーナ・ダートトライアル・ラリー）の競技会参加料は会員料金が適用されます。

本来であれば競技参加申込み時点で、個人会員に入会済みであることが条件ですが、選手の利便性を考慮し、競技会参加申込み時に個人会員入会申込書を同封（入会申込書＋会費）または、競技会当日の受付で手続きを行えば、その競技会から会員料金を適用またポイント付与することを長年実施してまいりました。

しかし、いくつかの諸問題も発生しており、またJMRC近畿共通規則に則り事前に個人会員に入会して規則を遵守している選手と、そうでない選手との公平性を期するために「会員料金適用」についてルールを厳格化いたします。

入会について

- 対象者**
- ① 競技会参加選手
（競技運転者許可証所持者）
 - ② オフィシャル
（公認審判員許可証所持者・
競技運転許可証所持者）

会費 2,000円

有効期限 入会日から当該年度の
12月31日まで

再発行 手数料：200円
（会員証紛失、当該年度内に所
属クラブ移籍または新規クラブ
加入の場合は、必ず事務局に連
絡の上、再発行手続きを行なっ
てください。）

申込方法 2ページに明記

- メリット**
- ① シリーズポイント付与
 - ② 会員料金適用（年間）
 - ③ 見舞金支給

<入会申込方法> ※詳しくは、JMRC近畿HPの「個人会員入会申込みのご案内」をご覧ください。

■ JMRC近畿シリーズ参加選手（ジムカーナ・ダートトライアル・ラリー各シリーズ戦）⇒ 下記(1)(2)(3)どれでも可

- (1) JMRC近畿事務局へ直接来局し申込み、または個人会員申込書と会費を郵送する
- (2) 主催者へ競技参加申込み時、参加料（**会員料金**）と一緒に個人会員申込書と会費を同封する
- (3) 競技会当日、個人会員申込書と会費を受付場所へ持参する（この申込方法は要注意!）
⇒ ※必ず次ページのフローを参照してください。

■ 全日本選手権参加選手・JMRC近畿シリーズ戦以外の参加選手・レース参加選手およびオフィシャル登録の方

- (1) JMRC近畿事務局へ直接来局し申込み、または個人会員申込書と会費を郵送する

■ JMRC近畿正会員クラブおよび賛助会員クラブに所属されている場合は、クラブで取りまとめて申込みができますので、詳しくは所属クラブにお問い合わせください。

<競技会参加申込み時、参加料「会員料金」と「非会員料金」>

■ 参加申込み時に「**会員料金**」で申込み可能な選手

- ① 参加申込み時（参加申込書を主催者に送る時点）に、当該年度の個人会員に入会済みの選手
- ② 各地区当該年度のJMRC共済等に入会済みの選手

■ 参加申込み時に「**非会員料金**」で申込み必須の選手

- ① 参加申込み時（参加申込書を主催者に送る時点）に、当該年度の個人会員に未入会の選手
- ② 各地区当該年度のJMRC共済等に未入会の選手

<参加申込み時に個人会員未入会の選手に対する救済措置>

競技会参加申込み時に「参加料（会員料金）」＋「個人会員入会申込書」「会費」を同封して競技会主催者へ申込みを行なった場合、主催者からJMRC近畿事務局へ入会申込み手続きを行なっていただけます。

ただし、参加申込み時に金額が不足していたり個人会員入会申込書が同封されていない場合は、この救済措置は受けられませんので、ご注意ください。

<重要事項>

(1) 参加申込み時に「個人会員入会申込書」「会費」を同封していない選手で、当日入会希望の場合は、「非会員料金」での参加申込みとし、当日受付時に「個人会員入会申込書」「会費（2,000円）」をお支払いください。この場合に「会員料金」で申込みを行なった場合、非会員料金との差額（1,000円）を当日受付時にお支払いいただけます。

(2) 参加申込み時に既入会者として会員料金で申込みを行なったが、当日受付時に会員証の提示がない場合は、非会員料金との差額（1,000円）を当日受付時にお支払いいただけます。また当日入会希望の選手は、「個人会員入会申込書」「会費（2,000円）」＋非会員料金との差額（1,000円）を当日受付時にお支払いいただけます。・・・**差額1,000円は、あくまでも参加料です、JMRC近畿事務局ではなく主催者へ支払われます。**

⇒ つまり、競技会までに個人会員に入会済みか、参加申込み時に入会申込書と会費を同封しなければ会員料金が適用されないということです。ご注意ください。



注意事項!

競技会当日の受付時に、当該年度の「JMRC近畿個人会員証」(入会受領証も可)または「各地区のJMRC会員証等」の提示が必須です!! (※いかなる理由であっても、非提示の場合は非会員とみなし、会員料金との差額 1,000円を受付でお支払いいただきますので、必ず競技会受付で会員証等の提示をしてください。)

— 最後に —

1ページ目で説明いたしましたとおり、2017年度からJMRC近畿シリーズ（ジムカーナ・ダートトライアル・ラリー）参加時の『会員料金（参加料1,000円割引）適用が厳格化』されます。JMRC近畿共通規則に則り事前に個人会員に入会して規則を遵守している選手と、そうでない選手との公平性を期するためを目的として実施されます。

本来の参加料は、選手が参加申込みを行う時点で個人会員に入会済みの場合に、『会員料金』が適用され、参加料から1,000円が割引されるシステムですが、近年諸問題が発生しております。

中でも多いのが、競技会参加申込み時や当日受付で個人会員の申込みを行い、次戦の受付で会員証の提示を求められると「届いていない」と言われることです。届いていない場合には、主催者から渡されている「入会受領証」の提示があれば問題ありませんが持参されていないため確認が行えないことです。

個人会員に入会される際の「個人会員入会申込書」と、入会後の「個人会員証」には、それぞれ下記が明記されていますので再確認していただき、2017年度からは特に遵守してくださいようお願いいたします。

<個人会員入会申込書>

- 会員証は、通常申込書が届いてから1週間以内に共通規則書（ハンドブック）と一緒に「ゆうメール」で送付しています。お申し込み後、2週間経っても会員証がお手元に届かない場合は、必ずJMRC近畿事務局までご連絡ください。
- この受領証は個人会員証がお手元に届くまで競技会当日は必ず携帯してください。

<個人会員証の裏（抜粋）>

- 会員証は競技会参加受付時に必ず提示しなければならない。
- 会員証を紛失した時は必ず再発行を受けなければならない。
- 当該年度内に所属クラブを移籍または新規にクラブに加入した時は必ず再発行を受けなければならない。

適用厳格化に伴い、JMRC近畿事務局としましては、

申込者が参加する競技会までには会員証がお手元に届くようにしてまいりたいと思っておりますので、下記のご協力をお願いいたします。

1) 事務局に来局し申込みを行う場合

参加する競技会の「参加申込み時点」までに来局され手続きを行なってください。

基本、会員証はその場で発行いたしますが、休みの場合は当日発行できませんので、JMRC近畿ホームページ（トップページ右下の「事務局カレンダー」）で在席日を確認してからお越しください。

2) 個人会員申込書と会費を郵送される場合

参加する競技会の「参加申込み時点」の約1週間前までには事務局に届くように余裕を持って郵送してください。（1週間内に送付いただいた場合、会員証がお手元に届かない場合があるため）

※ 申込書の切り取り線から下の部分だけを送付されてくる方が多くいますが、上の部分は『入会受領証』となっていますので、切り取らずに送付してください。

参加申込書の「個人会員番号」記入について

<個人会員に入会済みの場合>

- 個人会員番号記入欄に、個人会員番号を記入してください。

<個人会員に未入会の場合で参加申込みと同時入会する場合>

- 個人会員番号記入欄に、「今回入会」と記入し、まだ入会していないことが主催者にわかるようにしてください。

<個人会員に未入会の場合>

- 個人会員番号記入欄には何も記入せず、非会員であることが主催者にわかるようにしてください。